

○ 公安委員会・警察本部長における千葉県情報公開条例審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
第1 不開示情報 第8条各号に基づき不開示とする情報の基準は、次のとおりである。 1 ～ 3 (略) 4 第4号(犯罪予防等情報) [条例の定め] (略) (1) ～ (6) (略) (7)「刑の執行」とは、死刑、<u>拘禁刑</u>、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に含まれる。 5 ・ 6 (略)	第1 不開示情報 第8条各号に基づき不開示とする情報の基準は、次のとおりである。 1 ～ 3 (略) 4 第4号(犯罪予防等情報) [条例の定め] (略) (1) ～ (6) (略) (7)「刑の執行」とは、死刑、<u>懲役</u>、<u>禁錮</u>、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に含まれる。 5 ・ 6 (略)	刑法改正に伴う用語の整理